

鹿児島県私立高等学校等奨学給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 知事は、高等学校等における教育に係る授業料以外の経済的負担を軽減し、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等に在学する高校生等の保護者等に対し予算の範囲内において鹿児島県私立高等学校等奨学給付金（以下「奨学給付金」という。）を支給するものとし、その支給については、この要綱に定めるところによる。

なお、この要綱に基づく給付金は、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」に該当するものとして取り扱うものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1号、第2号、第4号及び第5号に規定するもののうち、私立の学校等をいう。
- (2) 高校生等 前号に定める高等学校等に在学する生徒をいう。（聴講生及び科目履修生を除く。）
- (3) 保護者等 法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。

(支給対象者)

第3条 支給対象者は、当該年度の7月1日（7月2日以降に入学することが高等学校等の学則に定められている場合は、その定められた日。以下「基準日」という。）において、別表に定める区分に属し、かつ、次の各号の全てに該当する者の保護者等とする。

- (1) 法第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）第3条に規定する支給対象者
- (2) 基準日において、休学していない高校生等。ただし、病気その他やむを得ない理由により休学しているもので、その期間が短期間である場合はこの限りでない。
- (3) 保護者等が、当該年度に、鹿児島県以外から奨学給付金又はこれに準ずる給付金等（名称の如何を問わず、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）をその財源の一部として都道府県又は都道府県教育委員会から直接的又は間接的に支給される返済を要しない経済的な支援をいう。以下同じ。）を受給していないこと。
- (4) 保護者等が、基準日において鹿児島県の区域内に住所を有していること。
- (5) すべての保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であること。
- (6) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等の場合、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されていないこと。
- (7) 保護者等の、奨学給付金又はこれに準ずる給付金等の受給の回数が、通算で3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等の場合は4回）に満たないこと。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者については、この回数に最大2回を加える。
- (8) 法第3条第2項第1号及び第2号に該当しないこと（法第3条第3項の規定は、本号の期間の計算において準用する。）。

(奨学給付金の支給額等)

第4条 奨学給付金の支給額は、別表に定めるとおりとする。

(支給の申請)

第5条 奨学給付金の支給を受けようとする保護者等は、私立高等学校等奨学給付金受給申請書（別記第1号様式）に次の各号に定める書類を添付し、その高校生等が在学する高等学校等を通じて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 生活保護受給世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯）の場合
 - ア 生業扶助の措置状況が分かる証明書
 - イ 口座振込申出書（別記第2号様式）又は奨学給付金委任状（別記第3号様式）
 - ウ その他知事が必要と認める書類
 - (2) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の場合（次号の場合を除く。）
 - ア 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が分かる書類
 - イ 口座振込申出書（別記第2号様式）又は奨学給付金委任状（別記第3号様式）
 - ウ その他知事が必要と認める書類
 - (3) 前号の世帯に扶養されている通信制以外の高等学校等に通う高校生等（第3条第1項各号の全てに該当する者に限る。）以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の場合
 - ア 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が分かる書類
 - イ 通信制以外の高等学校等に通う高校生等（第3条第1項各号の全てに該当する者に限る。）以外に、基準日の年齢が15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいることが確認できる書類
 - ウ 口座振込申出書（別記第2号様式）又は奨学給付金委任状（別記第3号様式）
 - エ その他知事が必要と認める書類
- 2 高等学校等の長は保護者等から提出された受給申請書及び関係書類を取りまとめ、基準日現在の高校生等の在学状況を確認の上、奨学給付金受給申請一覧表（別記第4号様式）を作成し、受給申請書及び関係書類とともに知事へ提出しなければならない。

(支給の決定等)

第6条 知事は、第5条の規定による申請を受理したときは、これを審査して支給の可否を決定し、支給を決定したときは私立高等学校等奨学給付金支給決定通知書（別記第5号様式）、却下したときは私立高等学校等奨学給付金支給却下通知書（別記第6号様式）により、高等学校等を通じて、保護者等に通知するものとする。

(支給の回数)

第7条 奨学給付金の支給回数は、一人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等の場合は4回）を上限とする。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者については、追加で2回まで給付することができる。

(支給の方法)

第8条 奨学給付金の支給は、原則として、支給の決定を受けた保護者等に対して口座振替により支給することとする。ただし、保護者等は授業料以外の教育に必要な経費と相殺するため給付金の受給を高等学校等の学校設置者に委任することができる。なお、この場合、第5条第1項各号で規定する口座振込申出書（別記第2号

様式)に代えて奨学給付金委任状(別記第3号様式)を提出することとする。

(支給決定の取消)

第9条 知事は、保護者等が偽りその他不正の手段により支給決定を受けたときは、奨学給付金の支給の決定を取り消すことができる。

(奨学給付金の返還等)

第10条 知事は、前条の規定により支給決定を取り消したときは、その旨を通知するものとし、支給された奨学給付金を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱が定めるもののほか、奨学給付金の支給に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年4月1日以降に対象となる高等学校等に入学した高校生等から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

別表

区 分	高校生等1人当たりの奨学給付金支給額	支給対象経費	
1 生活保護法第36条の規定による生業扶助が行われている世帯に扶養されている高校生等	年額 52,600円	授業料以外の教育に必要な経費	
保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている高校生等(1の場合を除く。)	2 通信制高等学校等に通う高校生等		年額 38,100円
	3 通信制以外の高等学校等に通う高校生等(4の場合を除く。)		年額 89,000円
	4 2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校生等		年額 138,000円

(注1) 本表における「高校生等」は第3条各号の全てに該当する者をいう。

(注2) 通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は、全て年額38,100円を用い、通信制以外の高校生等は、全て年額138,000円を用いる。